

(1) 調査検討事項

② 道路トンネル非常用施設設置基準の改定について

前回小委員会における主な意見等

1. 道路トンネル非常用施設設置基準の概要

第7回道路技術小委員会
資料より

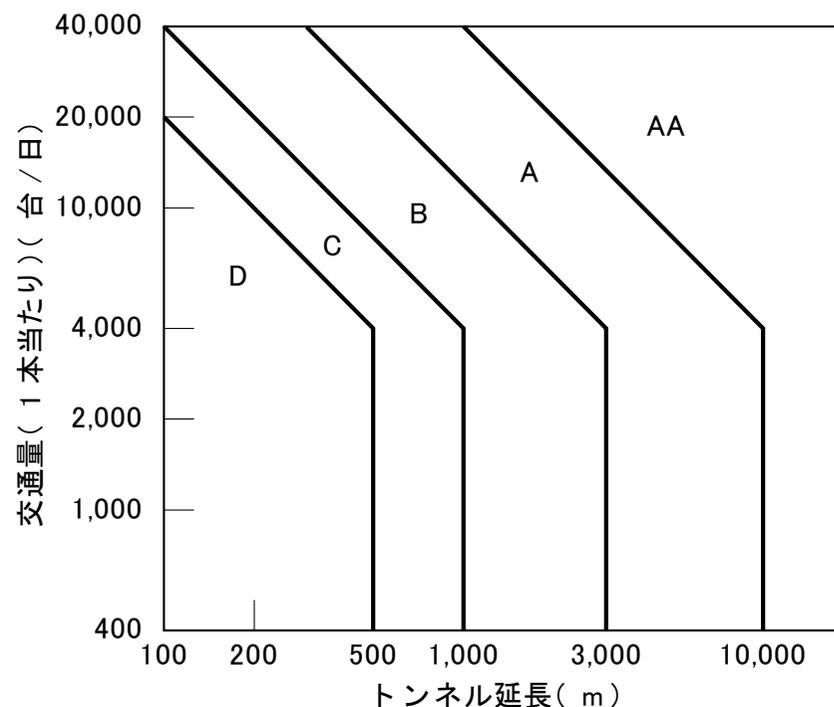
- 非常用施設を「通報・警報設備」「消火設備」「避難誘導設備」「その他の設備」に分類し、それぞれ具体的な設備・装置を規定
- トンネルの等級に応じた非常用施設の設置について規定（原則として設置、必要に応じて設置）
- 各設備・装置について、機能と設置間隔、設置位置、設置の考え方等を規定

トンネル等級別の非常用施設

非常用施設		トンネル等級				
		AA	A	B	C	D
通報・警報設備	非常電話	○	○	○	○	
	押ボタン式通報装置	○	○	○	○	
	火災検知器	○	△			
	非常警報装置	○	○	○	○	
消火設備	消火器	○	○	○		
	消火栓	○	○			
避難誘導設備	誘導表示板	○	○	○		
	排煙設備または避難通路	○	△			
その他の設備	給水栓	○	△			
	無線通信補助設備	○	△			
	ラジオ再放送設備または 拡声放送設備	○	△			
	水噴霧設備	○	△			
	監視装置	○	△			

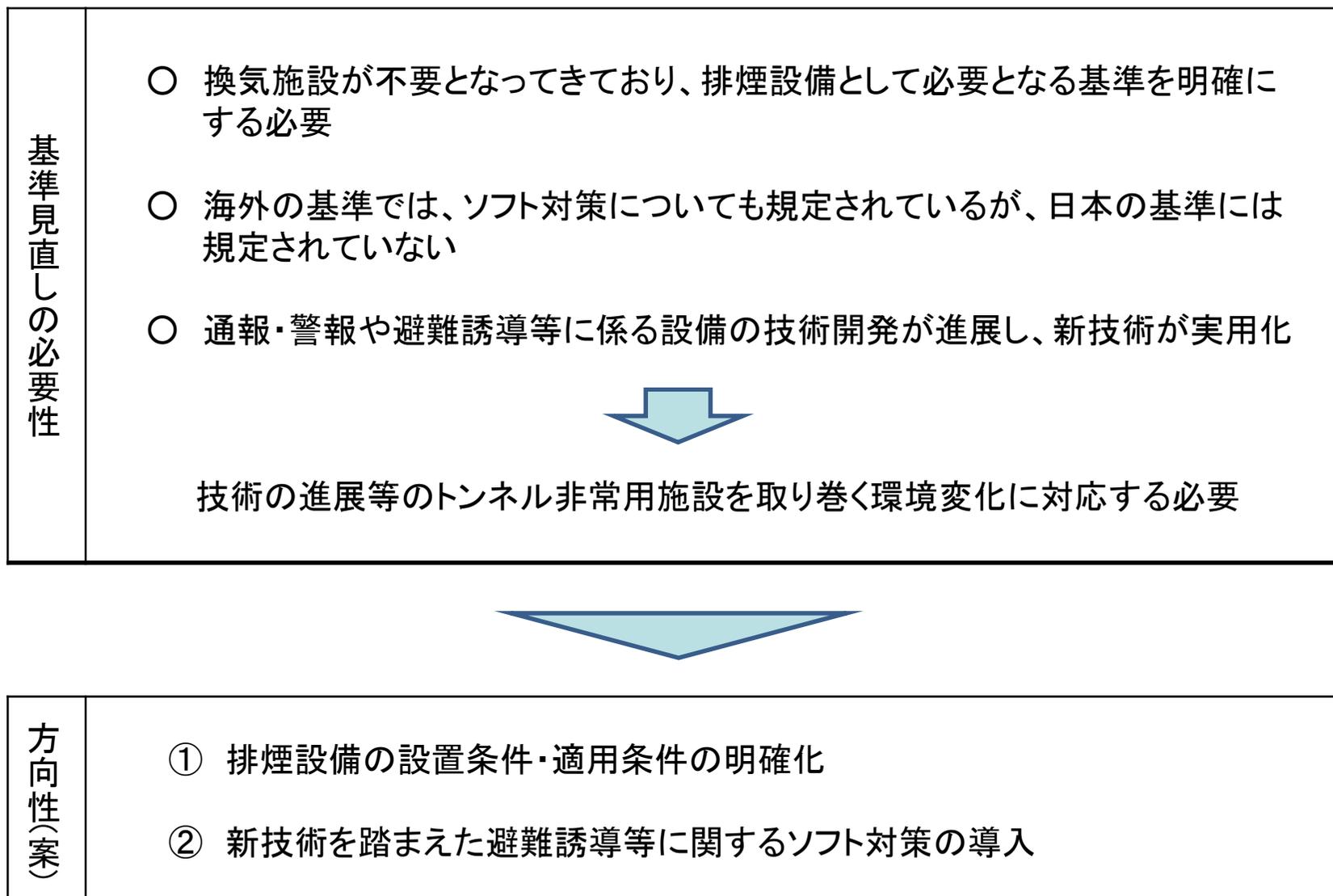
○:原則として設置 △:必要に応じて設置

トンネルの等級区分



2. 基準見直しの必要性と方向性

第7回道路技術小委員会
資料より



3. 第7回道路技術小委員会における主な意見

委員指摘事項は以下の通り

- ドライバーへの火災事故の周知については、トンネル部だけでなく、前後区間においても注意喚起や情報提供することも有効ではないか。
- ソフト対策については、新技術を踏まえるだけではなく、消防等の関係組織と役割・責任といったことも踏まえて考えていく必要がある。

その他の意見

- 自動車の排出ガスが非常に良くなり、換気施設が要らなくなっているという状況において、設置基準を検討することは必要であり、タイミングとしても良い。